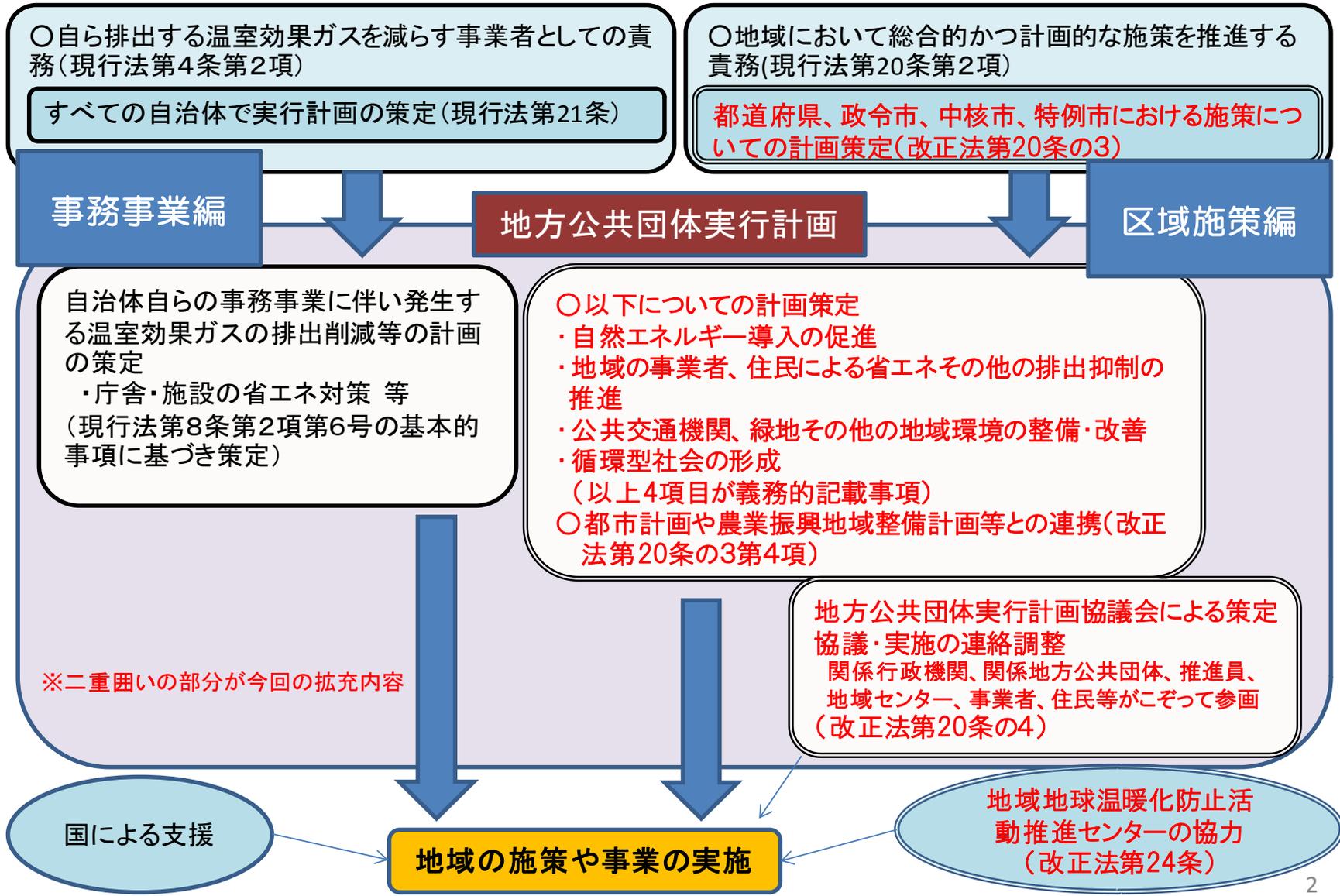


地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編)策定マニュアルについて

環境省総合環境政策局環境計画課

平成21年7月30日

地方公共団体実行計画(区域施策編)の拡充について (地球温暖対策推進法の改正:平成20年6月)



地球温暖化対策における地方公共団体の役割

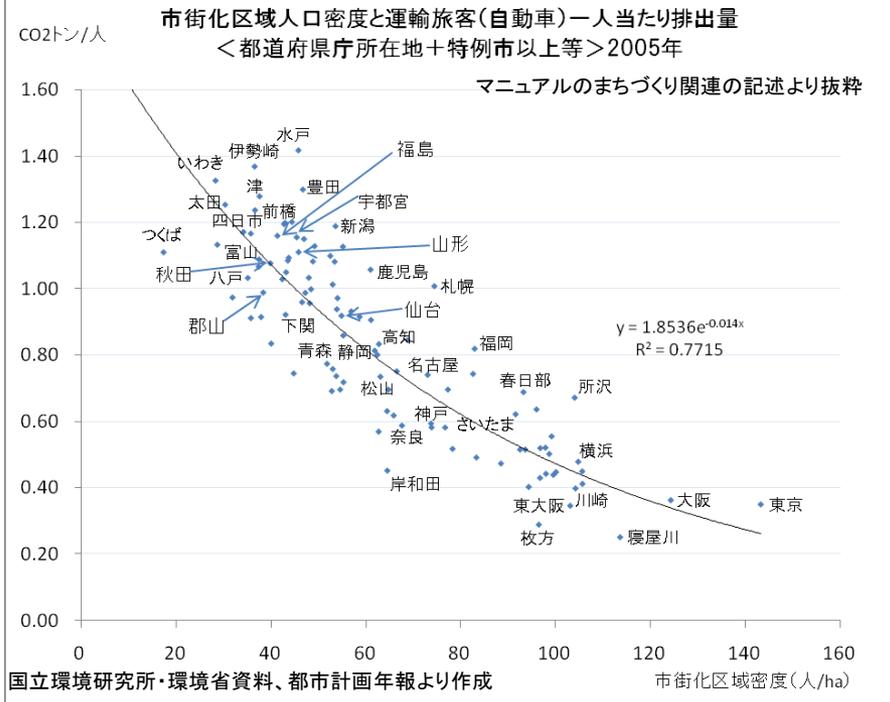
- 2013年以降の削減についての議論が内外で本格化
- 中長期の大幅削減を踏まえると、区域の事業者・住民の活動を促進するためのきめ細やかな対応、集約型の都市構造の実現等のまちづくりにおける対策・施策など、地方公共団体が主役となって行う対策・施策も必要不可欠に。



地域の自然的社会的条件に応じた施策についての計画策定



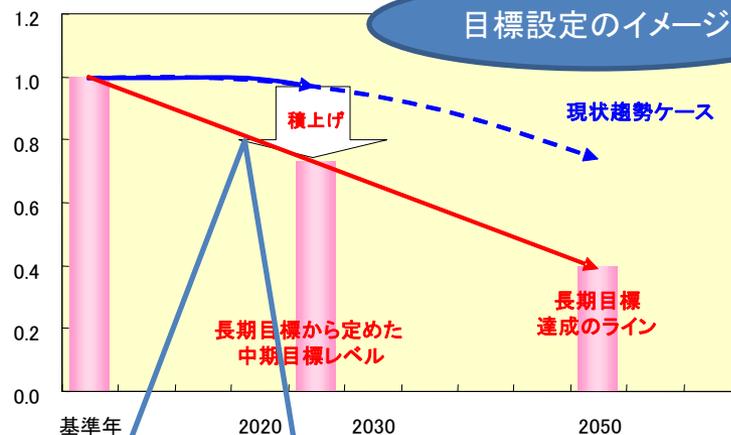
国としても計画策定マニュアルを作成するなど、各地方公共団体の計画策定を支援



地球温暖化対策・地方公共団体実行計画(区域施策編)とは

- 地方公共団体実行計画(区域施策編)
 - 地球温暖化対策推進法の改正(H20)により、**区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画**について、都道府県、政令市、中核市、特例市に対し、**策定が義務化**。
 - その他の市町村についても従来どおり努力義務が課される。
- 区域全体の削減計画の内容
 - 以下の4項目が**義務的な記載事項**として法律に位置付け
 - 再生可能エネルギーの利用促進
 - 区域の事業者・住民の活動促進
 - 公共交通機関の利用促進、緑化等の地域環境の整備等
 - 循環型社会の形成
- 都市計画、農業振興計画等の関連施策との連携

各地方公共団体は、国の長期目標(2050年までに現状比60~80%削減)を踏まえ、地域の实情、創意工夫を活かして中長期の目標を設定。

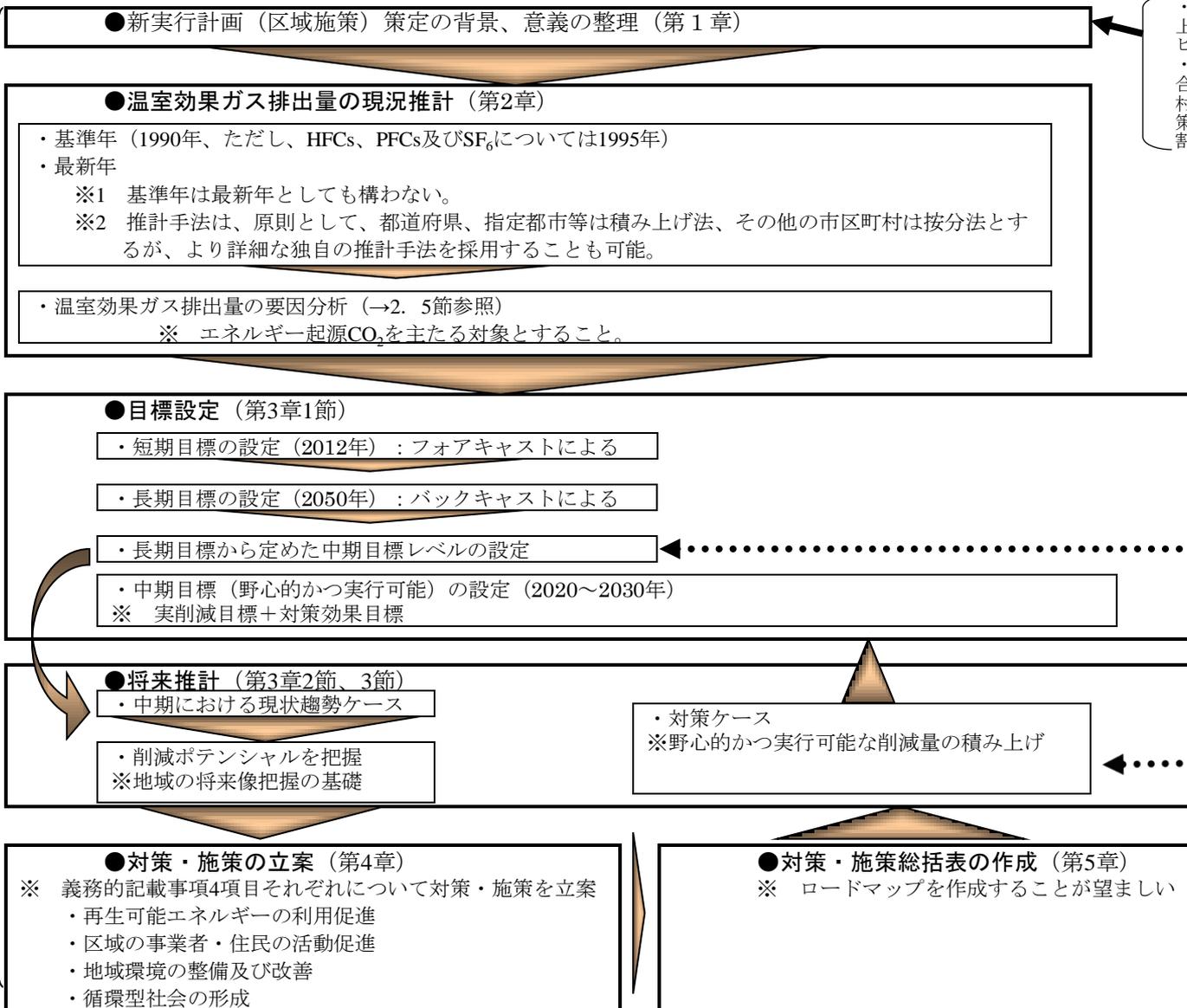


短期及び中期目標の達成のため、各地方公共団体は具体的な対策・施策を積み上げ

地域グリーンニューディール基金の拡充等により、必要な対策・施策の実施費用を支援

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の手順フローイメージと本マニュアルの対応関係

● 計画立案・推進体制、進捗管理(第6章)
 ・ PDCAサイクル等
 ・ 庁内推進体制、地域内推進体制



・既存の類似計画、上位計画のレビュー
 ・(都道府県の場合)域内の市区町村の実行計画計画策定状況確認と役割分担の認識

比較
 相互参照により目標達成に必要な施策を検証